

第10回定時株主総会招集ご通知



LIFENET

LIFENET INSURANCE COMPANY

日 時	2016年6月26日（日曜日） 午後2時（午後1時 受付開始）
場 所	日経ホール（日経ビル3階）
議 案	第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役9名選任の件

ライフネットの生命保険マニフェスト

「生命保険はむずかしい」

そう言われる時代は、もう、終りにさせたい

1 私たちの行動指針

- (1) 私たちは、生命保険を原点に戻す。生命保険は生活者の「ころばぬ先の杖が欲しい」という希望から生れてきたもので、生命保険会社という、制度が先にあったのではないという、原点に。
- (2) 一人一人のお客さまの、利益と利便性を最優先させる。私たちもお客さまも、同じ生活者であることを忘れない。
- (3) 私たちは、自分たちの友人や家族に自信をもってすすめられる商品しか作らない、売らない。
- (4) 顔の見える会社にする。経営情報も、商品情報も、職場も、すべてウェブサイトで公開する。
- (5) 私たちの会社は、学歴フリー、年齢フリー、国籍フリーで人材を採用する。そして子育てを重視する会社にしていく。働くひとがすべての束縛からフリーであることが、ヒューマンな生命保険サービスにつながることを確信する。
- (6) 私たちは、個人情報の保護をはじめとしてコンプライアンスを遵守し、よき地球市民であることを誓う。あくまでも誠実に行動し、倫理を大切にします。

2 生命保険を、もっと、わかりやすく

- (1) 初めてのひとが、私たちのウェブサイトを見れば理解できるような、簡単な商品構成とする。例えば、最初は、複雑な仕組みの「特約」を捨て、「単品」のみにした。
- (2) お客さまが、自分に合った商品を自分の判断で、納得して買えるようにしたい。そのための情報はすべて開示する。例えば、私たちの最初の商品は、生命保険が生れた時代の商品のよう、内容がシンプルで、コストも安く作られている。そのかわり、配当や解約返戻金や特約はない。保険料の支払いも月払いのみである。このような保険の内容も、つつみ隠さず知ってもらおう。
- (3) すべて、「納得いくまで」、「腑に落ちるまで」説明できる体制をとるのえていく。わからないことは、いつでも、コンタクトセンターへ。またウェブサイト上に、音声や動画などを使用して、わかりやすく、退屈させないで説明できる工夫も、十分にしていく。
- (4) 私たちのウェブサイトは、生命保険購入のためのみに機能するものではなく、「生命保険がわかる」ウェブサイトとする。
- (5) 生命保険は形の無い商品である。だから「約款」(保険契約書)の内容が商品内容である。普通のひとが読んで「むずかしい、わからない」では商品として重大な欠陥となる。誰でも読んで理解でき、納得できる「約款」にする。私たちは、約款作成にこだわりを持ち、全社員が意見をだしあって誠意をもって約款を作成した。
- (6) 生命保険は、リスク管理のための金融商品である。その内容について、お客さまが冷静に合理的に判断できる情報の提供が不可欠である。

3 生命保険料を、安くする

- (1) 私たちは生命保険料は、必要最小限以上、払うべきではないと考える。このため、さまざまな工夫を行う。
- (2) 私たちの生命保険商品は、私たち自身で作った私たちの手から、お客さまに販売する。だからその分、保険料を安くできる。
- (3) 保障金額を、過剰に高く設定しない。適正な金額とする。したがって、毎月の保険料そのものが割安となる。私たちのシミュレーションモデルは、残された家族が働く前提で作られている。「すべてのひとは、働くことが自然である」と考えるから。そのために、いざという場合の保険金額も、従来の水準よりも低く設定されている。
- (4) 確かな備えを、適正な価格で。私たちの最初の商品は、シンプルな内容の「単品」のみである。良い保険の商品とは、わかりやすく、適正な価格で、いつでもフレンドリーなサービスがあり、支払うときも、あやまりなく、スピーディーであるかが、問われると考える。それゆえに、あれこれ約束ごとを含む、複雑な特約とのセット販売は行わない。
- (5) 事務コストを抑える。そのために、紙の使用量を極力制限する。インターネット経由で、契約内容を確認できるようにする。
- (6) 生命保険は、住宅の次に高い買物であると言われていた。毎月の少しずつの節約が、長い人生を通してみると大きな差になることを、実証したい。
- (7) 生命保険料の支払いを少なくして、その分をお客さまの人生の楽しみに使える時代になりたいと考える。

4 生命保険を、もっと、手軽で便利に

- (1) 私たちの生命保険の商品は、インターネットで、24時間×週7日、いつでもどこでも、申し込める。
- (2) 印鑑は使わなくてもよくした。法令上必要な書類はお客さまに郵送し、内容確認の上、サインして返送していただく。したがって、銀行振替申込書以外、押印は不要となる。
- (3) 満年齢方式を採用した。誕生日を起点に、一年中いつでも同じ保険料で加入できるように。
- (4) 私たちの商品の支払い事由は、死亡、高度障害、入院、手術のように、明確に定められている。この定められた事由により、正確に誠実に、遅滞なく支払いを実行する。手術の定義も、国の医療点数表に合わせた。この定義の採用は、日本ではまだ少ない。わかりやすくなり、「手術か、そうでないか」の議論の余地が少なくなる。なお、従来の生命保険では、88項目の制限列举方式が主だった。
- (5) 私たちは「少ない書類で請求」と「一日でも早い支払い」を実現させた。そのために、保険金などの代理請求制度を、すべての商品に付加した。また、お客さまからコンタクトセンターにお願いいただければ、ただちに必要書類をお送りできる体制にした。そして、保険請求時の必要書類そのものを最小限に抑えた。このようなことが可能になるのも、生命保険の原点に戻った、シンプルな商品構成だからである。

このマニフェストを宣言で、終らせません。
行動の指針とします。
私たちの出発を、見つめていてください。

ライフネット生命保険株式会社

株主の皆さまへ

日頃から温かいご支援をいただき、心より御礼申し上げます。
今年も「開かれた株主総会」をテーマに、より多くの株主の皆さまにご出席いただけますよう、日曜日の午後に株主総会を開催いたしますので、ぜひご参加ください。なお、ご出席いただけない場合は、インターネット又は議決権行使書で議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

2015年度は、同性パートナーへの死亡保険金受取人の指定範囲の拡大や、申し込み時および給付金請求時の必要書類を画像で提出できるサービスの開始など、お客さまの利便性の向上に取り組みました。また、保険料収入の持続的成長を図るため、KDDI株式会社との業務提携を開始しました。

今後も必要な保障を、時代に合った方法で、お客さまにお届けするために、新たな挑戦を続けてまいります。引き続き、ご支援を賜りますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

出口 治明

代表取締役会長兼CEO



岩瀬 大輔

代表取締役社長兼COO



ぜひ、株主総会にご出席ください

2016年6月26日（日曜日）午後2時より日経ホールで開催いたします（会場は昨年から変更ありません）。
当日は社員スタッフがお待ちしております。



第9回定時株主総会のご紹介

出席者

株主 151名

契約者・報道関係者等 40名

所要時間

2時間34分

質問数

30問

アンケートにおける総合満足度：71.1%の出席者が満足とご回答
(非常に満足19.5%、満足51.7%)

議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、いずれかの方法により行使いただけます。

ご出席いただく場合



株主総会出席

同封の議決権行使書をご持参の上、会場受付にご提出ください。

▶ 株主総会開催日時：2016年6月26日（日曜日）午後2時

ご出席いただけない場合



インターネット

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<http://www.evot.jp/>) にアクセスし、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

▶ 行使期限：2016年6月24日（金曜日）午後5時30分入力分まで



郵送

同封の議決権行使書に議案に対する賛否をご記入の上、ご投函ください。

▶ 行使期限：2016年6月24日（金曜日）午後5時30分到着分まで

詳細は4ページをご参照ください。

議決権の行使にあたっては、以下の事項をご了承ください。

インターネットと議決権行使書により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効といたします。また、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効といたします。

機関投資家の皆さまは、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

(証券コード 7157)
2016年5月27日

株 主 各 位

東京都千代田区麹町二丁目14番地2麹町NKビル

ライフネット生命保険株式会社

代表取締役会長兼CEO 出口 治 明

第10回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社第10回定時株主総会を下記のとおり開催しますので、ご出席くださいますようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席いただけない場合は、インターネット又は書面によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類の内容をご検討の上、4ページに記載の「議決権行使に関するご案内」に従って、2016年6月24日（金曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2016年6月26日（日曜日）午後2時 （午後1時 受付開始）
2. 場 所 東京都千代田区大手町一丁目3番7号
日経ビル3階 日経ホール
3. 目的事項
報告事項 第10期（2015年4月1日から2016年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役9名選任の件
4. その他の事項

本招集ご通知の添付書類のうち、事業報告の「業務の適正を確保するための体制」、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」は、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、当社株主・投資家情報ウェブサイト(<http://ir.lifenet-seimei.co.jp/ja/>)に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。

監査役が監査した事業報告及び計算書類、会計監査人が監査した計算書類は、本招集ご通知添付書類のほか、これらの当社株主・投資家情報ウェブサイトの掲載事項が含まれます。

以 上

- ~~~~~
- (1) 当日ご出席の際は、同封の議決権行使書を会場受付にご提出ください。
 - (2) 株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社株主・投資家情報ウェブサイト(<http://ir.lifenet-seimei.co.jp/ja/>)に掲載します。
 - (3) 株主総会には、保険契約者及び報道関係者をご招待する予定です。
 - (4) 本招集ご通知は、より早期に情報をご提供する観点から、発送前に当社株主・投資家情報ウェブサイトに掲載しました。

議決権行使に関するご案内

〔書面による議決権行使〕

同封の議決権行使書に議案に対する賛否をご記入の上、2016年6月24日（金曜日）の午後5時30分までに到着するようご返送ください。賛否のご記入がない場合は、「賛成」の意思表示があったものとして取り扱います。

〔インターネットによる議決権行使〕

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<http://www.evot.jp/>）にアクセスし、同封の議決権行使書に表示された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用の上、2016年6月24日（金曜日）の午後5時30分までに、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

議決権行使書とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とします。また、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とします。

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話（EZweb、iモード、Yahoo! ケータイ）※から、当社指定の議決権行使ウェブサイトアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）

※「EZweb」はKDDI株式会社、「iモード」は株式会社NTTドコモ、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc. の商標又は登録商標です。

- (2) パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、インターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、EZweb、iモード、Yahoo! ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) 第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の際は、議決権行使ウェブサイト上で「仮パスワード」をご変更ください。
- (5) 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、ご自身の負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合も、パケット通信料・その他携帯電話等利用に際して発生する費用は、ご自身の負担となります。
- (6) インターネットによる議決権行使の画面操作等につきましてご不明な点等がございましたら、三菱UFJ信託銀行株式会社のヘルプデスクへお問い合わせください。

システム等に関するお問い合わせ
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
電話 0120-173-027（受付時間 9：00～21：00、通話料無料）

(7) 議決権行使ウェブサイトへのアクセスの手順は以下をご参照ください。

- ① 議決権行使ウェブサイト (<http://www.evotest.jp/>) にアクセスし、サイト利用規定及びサイト利用ガイドの記載内容をご了承の上、「次の画面へ」をクリックします。

三菱UFJ信託銀行
ホームページ
(話通信用紙等のご請求)

お問合せ先
三菱UFJ信託銀行
証券代行部
(株主総会に関する
お手続きサイトに係
るお問合せ)
Tel 0120(17)3027
(通話料無料)
(一般株式事務の
お問合せ)
Tel 0120(22)7111
(通話料無料)

株主総会に関するお手続きサイトへようこそ
(株主名簿管理人)三菱UFJ信託銀行証券代行部

本サイトを利用し、株主総会に関するお手続きをされる場合、必ず事前に「本サイト利用規定」および「本サイト利用ガイド」をご覧ください。

本サイト利用規定
本サイト利用ガイド

上記記載内容をご了承される場合は、右の「次の画面へ」をクリックしてください。

次
の
画
面
へ

なお、本サイトは午前2時から午前5時までの間、保守・点検のため取扱いを休止させていただきますこと
あらかじめご了承ください。

- ② お手元の議決権行使書に表示された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力し、ログインします。(「仮パスワード」をご変更ください。)

三菱UFJ信託銀行
ホームページ
(話通信用紙等のご請求)

本サイト利用ガイド

株主総会に関するお手続きサイトログインページ
(株主名簿管理人)三菱UFJ信託銀行証券代行部

■ログイン

ログインID、パスワードをご入力の上、「ログイン」を選択してください。
(4桁区切りで入力してください)

ログインID - - - (半角)

パスワード
または仮パスワード (半角)

ログイン

パスワードを変更される場合は、ログインIDおよび現在ご登録されている
パスワードを入力の上、「パスワード変更」を選択してください。

パスワード変更

ログインID、パスワードをご入力の上、「ログイン」を選択してください。
(4桁区切りで入力してください)

ログインID - - - (半角)

パスワード
または仮パスワード (半角)

- ③ メニューから「議決権行使」を選択し、画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。
なお、「電子メール受領」を選択し、メールアドレスを登録されると、次回から電子メールで「株主総会招集ご通知」をお受け取りできますので、ご希望の場合はご登録ください。
(ただし、携帯電話で電子メール受領設定のお手続きはできません。また、携帯電話のメールアドレスを指定することもできません。)

[議決権電子行使プラットフォーム]

機関投資家の皆さまは、事前に申し込まれた場合には、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

コーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図るべく、株主総会の招集権者及び株主総会の議長並びに最高経営責任者等及び代表取締役の決定を柔軟化するため、当社定款の規定に所要の変更をお願いするものです。

変更の内容は次のとおりです。

(下線部は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(株主総会の招集) 第13条 (条文省略) 2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役会長が招集する。ただし、<u>代表取締役会長が不在のときまたは代表取締役会長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集する。</u> (株主総会の議長) 第14条 株主総会の議長は、代表取締役会長が務める。ただし、代表取締役会長が不在のときまたは<u>代表取締役会長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役が議長となる。</u> 第15条～第20条 (条文省略) (役付取締役) 第21条 (条文省略) 2 (新設) (代表取締役) 第22条 取締役会長および取締役社長は、代表取締役とする。 <u>2 前項のほか、取締役会の決議によって、前条に定める役付取締役の中から、代表取締役を選定することができる。</u> <u>3 当会社は、取締役会の決議によって、取締役会長または取締役社長から最高経営責任者(CEO) 1名を定めるとともに、代表取締役から最高執行責任者(COO) 1名を定める。</u>	(株主総会の招集) 第13条 (現行どおり) 2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>あらかじめ取締役会が定める代表取締役が招集する。ただし、当該代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集する。</u> (株主総会の議長) 第14条 株主総会の議長は、<u>あらかじめ取締役会が定める代表取締役が務める。ただし、当該代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役が議長となる。</u> 第15条～第20条 (現行どおり) (役付取締役等) 第21条 (現行どおり) <u>2 当会社は、取締役会の決議によって、最高経営責任者(CEO) 1名および最高執行責任者(COO) 1名を定めることができる。</u> (代表取締役) 第22条 <u>当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</u> 2 (削除) 3 (削除)

第2号議案 取締役9名選任の件

現任の取締役9名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いするものです。

取締役候補者は次のとおりです。

候補者番号
1

でぐち はるあき
出口 治明

1948年4月18日生 (満68歳)



<略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況>

1972年 4 月 日本生命保険相互会社入社
1992年 4 月 同社 ロンドン事務所長、ロンドン現地法人社長
1995年 4 月 同社 国際業務部長
1998年 4 月 同社 公務部長
2003年 4 月 大星ビル管理株式会社 PFI担当
2005年 6 月 同社 取締役
2006年10月 当社 代表取締役社長
2011年 7 月 当社 代表取締役社長執行役員
2013年 6 月 当社 代表取締役会長兼CEO執行役員 (現任)

<所有する当社株式の数>

21,500株

候補者番号
2

いわせ だいすけ
岩瀬 大輔

1976年3月17日生 (満40歳)



<略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況>

1998年 4 月 ポストン コンサルティング グループ入社
2001年12月 株式会社リップルウッド・ジャパン入社
2006年10月 当社 取締役副社長
2009年 2 月 当社 代表取締役副社長
2011年 7 月 当社 代表取締役副社長執行役員
2013年 6 月 当社 代表取締役社長兼COO執行役員 (現任)
株式会社ベネッセホールディングス 取締役 (現任)
2013年 9 月 教保ライフプラネット生命保険株式会社 (韓国)
取締役 (現任)

<所有する当社株式の数>

15,000株

候補者番号

3

にしだ
西田

まさゆき
政之

1963年6月4日生（満52歳）



<略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況>

1987年 4 月 三洋証券株式会社入社
2000年 7 月 フランク・ラッセル・ジャパン株式会社
（現 ラッセル・インベストメント株式会社） ディレクター
事業開発部門、ストラテジック・アライアンス部門、
マーケティング・コミュニケーション部門担当
2004年 9 月 マーサー・ヒューマン・リソース・コンサルティング
株式会社（現 マーサージャパン株式会社）
ディレクター クライアント・サービス部門担当
2006年 6 月 同社 取締役クライアントサービス代表
2013年 2 月 同社 取締役COO
2015年 6 月 当社 取締役副社長執行役員
2016年 1 月 当社 取締役副社長執行役員営業本部長（現任）

<所有する当社株式の数>

なし

候補者番号

4

なかだ
中田

かずこ
華寿子

1965年1月15日生（満51歳）



<略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況>

1987年 4 月 電通ヤング・アンド・ルビカム株式会社入社
1997年 1 月 スターバックス コーヒー ジャパン 株式会社
マーケティング・PRマネジャー
2001年 6 月 同社 広報室長執行役員
2005年 2 月 株式会社GABA マーケティング部ディレクター
2006年 1 月 同社 マーケティング部門部門長常務執行役員
2008年 4 月 当社 マーケティング部長
2009年 2 月 当社 取締役
2011年 4 月 当社 常務取締役
2011年 7 月 当社 常務取締役執行役員
2016年 1 月 当社 常務取締役執行役員
チーフ・コミュニケーション・オフィサー（現任）

<所有する当社株式の数>

6,500株

候補者番号

5

は っ た ひとし
八田 斎

1955年3月21日生 (満61歳)

新任



<略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況>

1980年 4 月 大蔵省（現 財務省）入省
1995年 5 月 日本貿易振興会チューリヒ事務所長
2005年 8 月 金融庁総務企画局企画課長
2007年 7 月 同庁監督局総務課長
2008年 7 月 財務省福岡財務支局長
2010年 8 月 厚生労働省政策評価審議官
2013年 7 月 財務省横浜税関長
2014年10月 一般社団法人金融先物取引業協会事務局長
2016年 5 月 当社 顧問（現任）

<所有する当社株式の数>

なし

候補者番号

6

しのつか えいこ
篠塚 英子

1942年5月1日生 (満74歳)

新任

社外



<略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況>

1965年 4 月 社団法人（現 公益社団法人）日本経済研究センター入社
1993年 4 月 お茶の水女子大学 生活科学部教授
1998年 4 月 日本銀行政策委員会審議委員
2001年 4 月 社団法人（現 公益社団法人）日本経済研究センター
客員研究員（現任）
2005年 7 月 住友生命保険相互会社 社外監査役
2008年 3 月 国立大学法人お茶の水女子大学 名誉教授（現任）
2010年 4 月 人事院人事官
2013年 5 月 人事院顧問（現任）
2015年 6 月 日本証券金融株式会社 社外取締役（現任）
株式会社小松製作所 社外監査役（現任）
2016年 4 月 国立大学法人島根大学 非常勤監事（現任）

<所有する当社株式の数>

なし

候補者番号

7

たかたに
高谷

まさのぶ
正伸

1951年5月2日生 (満65歳)

新任

社外



<略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況>

1976年 4 月 農林中央金庫入庫
2001年 7 月 同社 債券投資部長
2003年 7 月 同社 企画管理部長
2004年 6 月 同社 常務理事
2007年 6 月 同社 専務理事
2010年 6 月 農林中金全共連アセットマネジメント株式会社
代表取締役社長

<所有する当社株式の数>

なし

候補者番号

8

みずこし
水越

ゆたか
豊

1956年8月29日生 (満59歳)

新任

社外



<略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況>

1980年 4 月 新日本製鐵株式会社入社
2004年 5 月 ボストン コンサルティング グループ
シニア・ヴァイス・プレジデント
2005年 1 月 同社 日本代表
2016年 1 月 同社 シニア・パートナー・アンド・マネージング・
ディレクター (現任)

<所有する当社株式の数>

なし

候補者番号

9

かつき

勝木

ともひこ

朋彦

1967年2月22日生 (満49歳)

社外



<略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況>

- 1989年 3 月 第二電電株式会社 (現 KDDI株式会社) 入社
- 2007年 4 月 同社 コンシューマ事業企画本部金融ビジネス部
副部長
- 2008年 6 月 株式会社じぶん銀行 取締役
- 2013年10月 KDDI株式会社 新規ビジネス推進本部
オープンプラットフォームビジネス部長
- 2014年 4 月 同社 新規ビジネス推進本部ビジネス統括部長
- 2014年12月 株式会社Gunosy 取締役 (現任)
- 2015年 4 月 KDDI株式会社 バリュエ事業本部
金融・コマース推進本部長 (現任)
- 2015年 6 月 当社 取締役 (現任)

<所有する当社株式の数>

なし

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 篠塚英子、高谷正伸、水越豊及び勝木朋彦の各氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に規定する社外取締役候補者です。社外取締役候補者に関する事項は以下のとおりです。
- (1) 勝木朋彦氏は当社の現任の社外取締役です。在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
 - (2) 篠塚英子、高谷正伸及び水越豊の各氏は、一般株主との利益相反が生じるおそれがないことから、各氏を選任いただいた場合は、東京証券取引所が指定する独立役員として届け出る予定です。
 - (3) 当社は、在任中、その任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合において、当該非業務執行取締役等が職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときは、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を、勝木朋彦氏と締結しております。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とするものです。なお、篠塚英子、高谷正伸及び水越豊の各氏を選任いただいた場合及び勝木朋彦氏を再任いただいた場合は、各氏と当該契約を締結する予定です。
3. 篠塚英子、高谷正伸、水越豊及び勝木朋彦の各氏を社外取締役候補者とした理由は、以下のとおりです。
- (1) 篠塚英子氏は、社外取締役への就任以外に直接会社経営に関与したことはありませんが、数多くの公職を歴任しており、経済、労働及び法律に関する豊富な経験と幅広い知見を有していることから、社外取締役として選任をお願いするものです。
 - (2) 高谷正伸氏は、金融機関における企業経営者としての経験に基づく、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知見を有していることから、社外取締役として選任をお願いするものです。
 - (3) 水越豊氏は、コンサルティングファームにおける企業経営者として豊富な経験と幅広い知見を有していることから、社外取締役として選任をお願いするものです。
 - (4) 勝木朋彦氏は、KDDI株式会社における新規ビジネス及び金融ビジネスの責任者として、豊富な経験と幅広い知見を有していることから、社外取締役として選任をお願いするものです。

以 上

(添付書類)

事 業 報 告
(2015年 4 月 1 日から)
(2016年 3 月31日まで)

1. 保険会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果並びに対処すべき課題

① 当事業年度における事業の経過及び成果

当事業年度の国内経済は、企業収益が改善傾向にある中で、雇用や所得環境の改善も続き、緩やかな回復基調が続いております。

生命保険業界におきましては、保有契約件数が前年を上回る一方、低金利環境の影響により、一部の保険商品の販売停止や保険料率の改定を余儀なくされるなど、各生命保険会社は厳しい環境に直面しております。また、保険業法改正により、業界全体として、お客さま保護に向けた体制整備を進めております。さらに、各生命保険会社が、国内外での合併・買収、業務の提携、新商品の開発及びお客さまサービスの拡充に取り組むなど、競争は一層激化しております。

このような状況の中、当社は、相互扶助という生命保険の原点に戻り、「正直に経営し、わかりやすく、安くて便利な商品・サービスの提供を追求する」というマニフェストの下、インターネットを主な販売チャネルとする生命保険会社として、開業から8年目を迎えました。インターネット直販の強化、フォローアップの徹底及びパートナーシップの拡充を通じて、引き続きお客さま視点でのサービスの提供に努めてまいりました。

当事業年度における具体的な取組み及び成果は、以下のとおりです。

(契約の状況)

2015年度の新契約の年換算保険料^{*1}は、前事業年度比89.6%の1,189百万円、新契約高は、前事業年度比75.8%の173,469百万円となりました。申込件数は、前事業年度比88.9%の33,356件、新契約件数は、前事業年度比89.9%の25,150件となりました。

当事業年度末の保有契約の年換算保険料^{*1}は、前事業年度末比106.6%の9,377百万円、保有契約高は、前事業年度末比104.1%の1,906,269百万円となりました。保有契約件数は、前事業年度末比104.7%の225,534件となるとともに、保有契約者数は14万人を超え、140,301人となりました。また、当事業年度の解約失効率^{*2}は、6.7%（前事業年度7.3%）となりました。

*1. 年換算保険料とは、1回当たりの保険料について保険料の支払い方法に応じた係数を乗じ、1年当たりの保険料に換算した金額をいいます。当社商品の保険料は全て月払いのみとなっているため、1ヶ月当たりの保険料に12を乗じたものを年換算保険料としております。

*2. 解約失効率は、解約・失効の件数を月々の保有契約件数の平均で除した比率を年換算した数値です。

(収支の状況)

当事業年度の保険料等収入は、保有契約件数の増加に伴い、前事業年度比107.4%の9,117百万円となりました。また、資産運用収益は、前事業年度比209.0%の259百万円となりました。その他経常収益は、10百万円となりました。この結果、当事業年度の経常収益は、前事業年度比107.5%の9,387百万円となりました。

保険金等支払金は、前事業年度比97.2%の1,287百万円となりました。保険金及び給付金支払額の保険料に対する割合は、前事業年度の13.8%から12.0%に減少しました。責任準備金等繰入額は、保険料が増加したことなどにより、前事業年度比107.2%の3,824百万円となりました。責任準備金繰入額の保険料に対する割合は、前事業年度の42.6%から41.6%となりました。事業費は、広告宣伝費をコントロールしたことなどにより、前事業年度比84.9%の3,239百万円となりました。事業費のうち、広告宣伝費を中心とした営業費用は前事業年度比77.9%の1,302百万円、保険事務費用は前事業年度比94.3%の526百万円、システムその他費用は前事業年度比89.1%の1,410百万円となりました。また、保険業法第113条繰延資産償却費は、1,060百万円となりました。これは、2012年度までに計上した保険業法第113条繰延資産を、開業10年目である2017年度まで均等償却することによるものです。これらにより、当事業年度の経常費用は前事業年度比96.1%の9,863百万円となりました。

以上の結果、当事業年度の経常損失は、前事業年度の1,532百万円に対して、475百万円となりました。なお、保険業法第113条繰延資産償却費を考慮する前の経常損益は、前事業年度の472百万円の損失に対して、584百万円の利益となり、事業年度で黒字となりました。当期純損失は、前事業年度の1,624百万円に対して、429百万円となりました。

また、生命保険会社の収益性を示す指標のひとつである基礎利益は、前事業年度の1,484百万円のマイナスに対して、450百万円のマイナスとなりました。内訳は、危険差益2,100百万円、費差損2,595百万円、利差益43百万円となりました。

（資産、負債及び純資産の状況）

当事業年度末の総資産は、30,317百万円（前事業年度末23,387百万円）となりました。主な勘定残高として、高格付けの公社債を中心とする有価証券は、23,067百万円となりました。なお、株式は、資本業務提携を目的として従来から保有している当社の保険募集代理店である株式会社アドバンスクリエイトの株式及び韓国の教保生命保険株式会社と合併で設立した教保ライフプラネット生命保険株式会社の株式のみを保有しております。また、保険業法第113条繰延資産は、償却により、2,120百万円に減少しました。

負債は、保険料の増加に伴い責任準備金が増加したことから、14,893百万円（前事業年度末10,899百万円）となりました。主な勘定残高は、責任準備金13,551百万円（うち、危険準備金1,307百万円）、支払備金357百万円となりました。

純資産は、当期純損失を計上したものの、2015年5月にKDDI株式会社を割当先とする第三者割当増資により3,040百万円の資金調達を行ったため、15,423百万円（前事業年度末12,487百万円）と増加しました。

当事業年度末のソルベンシー・マージン比率は、2,805.5%（前事業年度末2,244.7%）となり、十分な支払余力を維持しております。

（キャッシュ・フローの状況）

当事業年度における営業活動によるキャッシュ・フローは、保険料等収入が増加したことに加え、事業費をコントロールしたことから、4,610百万円の収入（前事業年度3,247百万円の収入）となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、主に有価証券の取得により、5,639百万円の支出（前事業年度2,925百万円の支出）となりました。また、財務活動によるキャッシュ・フローは、KDDI株式会社を割当先とする第三者割当増資により、3,031百万円の収入（前事業年度8百万円の支出）となりました。以上の結果、現金及び現金同等物の期末残高は、2,734百万円（前事業年度末731百万円）となりました。

② 対処すべき課題

(前中期計画の振返り)

当社は、2015年度を最終年度とする前中期計画において、目指す姿を、「新しい商品・サービスの提供を通じて生命保険の未来を創り出す「変革者」として、ステークホルダーの共感を集め、ネット生保No.1の持続的成長を実現する」と定め、経営目標である「2015年度における経常収益95億円及び会計損益の黒字化*1の達成」に向けて取り組みました。

前中期計画期間において当社が直面した事業環境として、市場規模の拡大を見込んでいたネット生保市場の成長が鈍化するとともに、競合他社が参入したことにより、当社を取り巻く競争環境は一層激化しました。

このような環境の中、2015年度の経常収益は9,387百万円となり、経営目標の95億円に対してわずかに未達となりました。一方で、保険業法第113条繰延資産償却費を考慮する前の経常利益は584百万円となり、経営目標である黒字化を達成しました。

また、前中期計画において定めた、「保険料収入（トップライン）の持続的成長」、「生産性の向上」、「生命保険の「変革者」（フロントランナー）を志向」という重点領域への取組み状況は、以下のとおりとなりました。

・保険料収入（トップライン）の持続的成長

対面での説明を希望するお客さまのニーズに応えて、「ほけんの窓口」による代理店販売を開始しました。また、KDDI株式会社との業務提携により、auのスマートフォンなどを利用しているお客さまに対して、「auの生命ほけん」を提供する準備を進めました。このように、代理店を活用し、従来のインターネット直販以外の販売チャネルを確保することで、より多くのお客さまに当社の商品をお届けすることが可能となりました。

・生産性の向上

事業費を適切にコントロールすることで、保険業法第113条繰延資産償却費を考慮する前の経常損益の黒字化を達成しました。

・生命保険の「変革者」（フロントランナー）を志向

新たに、同性のパートナーを死亡保険金受取人に指定可能とする取り扱いを開始しました。また、契約時の必要書類をスマートフォン等で撮影し、ウェブサイトから提出できるサービスや医療保険の給付金請求手続きがオンラインで完結するサービスを開始するなど、テクノロジーを活用してお客さまの利便性の向上を実現しました。

この一方で、前中期計画期間においては、新契約業績の底上げが最大の課題となりました。継続的に対策を講じたことにより、直近の新契約業績は反転の兆しが見えつつあります。この流れを盤石なものとするために、引き続き、主力チャネルであるインターネット直販に注力しながら、その成長性を補完するために、代理店を通じた販売チャネルの構築と整備を行います。また、あらゆる観点において、独自の顧客価値を創出することで、競合他社との差別化を図ります。さらに、商品・サービスの提供を積極的に行うための体制の整備を行い、適切なタイミングでお客様のニーズに合致した商品・サービスを提供することを目指します。

*1. 保険業法第113条繰延資産償却費考慮前経常損益ベース

（新中期計画）

今後の事業環境として、年間の保険料収入が40兆円を超える大きな生命保険市場において、インターネットチャネルの加入意向割合は10%程度あることに加え、近年の海外における生命保険会社のネット活用の動向から、ネット生保市場は直近の成長は鈍化しているものの、長期的に大きな成長余地があると見込んでおります。

前中期計画における課題や今後の事業環境を受け、当社が今後も着実な成長を実現するために、以下のとおり、2018年度までの新中期計画を策定しました。

○新中期計画の骨子

2018年度 経営目標	経常収益135億円 経常損益の黒字化
事業戦略	1. 「インターネット直販」、「KDDI（提携専属代理店）」、「 対面代理店」を柱に 2. 全てのチャネルにおいて、独自の顧客価値を継続的に創出 3. 将来への投資や研究開発の努力
組織戦略	「変化」、「挑戦」、「一体感」
内部管理態勢	事業戦略を支えるリスク管理・顧客保護態勢の高度化

まず、経営目標として、2018年度の経常収益を135億円とするとともに、経常損益の黒字化の達成を目指します。そのために、2016年度において、新契約業績の反転を図り、2017年度において、新契約業績を確実に成長させ、持続可能な収益性を生み出すことができる体制を確立することを目指します。その結果として、2018年度において、経営目標を達成することを目指します。

当社は、この経営目標を達成するために、以下の対処すべき課題に対して、「正直に経営し、わかりやすく、安くて便利な商品・サービスの提供を追求する」というマニフェストに基づき、取組みを推進します。

・インターネット直販のさらなる強化

当社の強みであるインターネット直販のさらなる強化を目指し、従来のテレビCMやウェブ広告などのマーケティング活動に加え、当社独自の顧客価値を創出することにより、ウェブサイトの訪問者数の増加を図ります。さらに、ウェブサイトや電話以外のお客さまとのコミュニケーション方法を確立することで、スマートフォンを中心とする、ライフスタイルに最適化した商品・サービスの提供に努めます。

また、当社は、開業以来、多くのお客さまに支えられ、保有契約者数は2016年3月に14万人を突破しました。今後は、より充実したご契約者向けのサービス体制を整えるとともに、ご契約者の属性に応じたきめ細かいコミュニケーションを図ることで、顧客満足度を高め、長期的な信頼関係の維持を目指します。

・KDDI株式会社との協業の態勢構築

2015年4月に業務提携契約を締結したKDDI株式会社との協業の第一歩として、2016年4月から、KDDI株式会社を代理店に、auのスマートフォンなどを利用するお客さまに対して、当社のシンプルでわかりやすい商品を「auの生命ほけん」として提供を開始しました。

ウェブサイト、auショップ及びauフィナンシャルサポートセンターを組み合わせるとともに、KDDI株式会社の高いブランド力及び幅広い顧客基盤を活かして、通信と生命保険による新しい販売モデルの確立を目指します。KDDI株式会社との協業の着実な態勢構築を実現するために、当社は、KDDI株式会社の生命保険募集人に対する販売教育の支援を行うとともに、KDDI株式会社に適合した代理店管理システムの開発を行います。また、当社の新契約業績の成長をけん引することを目指して、販売店舗の拡大、新商品の開発等も検討します。

・対面代理店チャネルの強化

当社は、より幅広いお客さまに当社の商品・サービスをお届けするために、対面代理店チャネルの強化を図ります。特に、現在市場が広がりつつある就業不能保険において、当社の優位性の獲得を目指すために、販売教育体制を確立することに注力します。また、販売網の拡大により、安定的な新契約業績の成長の実現を目指します。さらに、ネット生保としての経験を活かして、対面代理店にとって利便性の高い申し込みフローの構築を行うなど、営業支援の充実化を図ります。将来的には、代理店を通じて把握した、お客さまのニーズに適合する独自性のある商品・サービスの開発を検討します。

当社は、「インターネット直販」、「KDDI（提携専属代理店）」、「対面代理店」を事業の柱と位置付け、今後も着実な成長を目指します。また、競合他社との同質化を回避するため、マニフェストに基づき、独自のチャレンジとテクノロジーを活用するとともに、全てのチャネルにおいて、他の生命保険会社と差別化された独自の顧客価値を継続的に創出することを目指します。さらに、既存事業に対して必要な投資を行いながら、将来の成長を実現するための計画的な投資や事業開発に、一定の経営資源を継続的に活用することに努めます。

内部管理においては、事業戦略を支えるリスク管理・顧客保護態勢の高度化の基盤を作ることを目指します。

以上の計画を実現するため、業務執行体制の強化を目的として、新中期計画に先行して2016年1月に組織改定を行い、執行役員が本部長を務める本部制を導入しました。この本部制を核とし、闊達なコミュニケーションを通じて、一体感を醸成するとともに、時代の流れやお客さまのニーズに対応するための変化を恐れず、特徴ある生命保険会社としての挑戦を続けることで、新たな経営目標の達成に向けて、着実に歩みを進めます。

株主の皆さまにおかれましては、引き続き温かいご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況の推移

区 分		2012年度	2013年度	2014年度	2015年度 (当事業年度)
年 度	個 人 保 険	億円 14,803	億円 17,023	億円 18,310	億円 19,062
末	個 人 年 金 保 険	—	—	—	—
契	団 体 保 険	—	—	—	—
約	団 体 年 金 保 険	—	—	—	—
高	そ の 他 の 保 険	—	—	—	—
保 険 料 等 収 入		百万円 5,915	百万円 7,537	百万円 8,493	百万円 9,117
資 産 運 用 収 益		51	57	124	259
保 険 金 等 支 払 金		575	1,196	1,324	1,287
経 常 損 失 (△)		△23	△2,258	△1,532	△475
契 約 者 配 当 準 備 金 繰 入 額		—	—	—	—
当 期 純 損 失 (△)		△126	△2,194	△1,624	△429
総 資 産		20,450	21,188	23,387	30,317
1株当たり当期純損失 (△)		△3.00円	△52.11円	△38.52円	△8.75円

(注) 2012年度以前は、保険業法第113条に基づき、事業費の一部を資産計上し繰延べることができたものの、開業から6年目となる2013年度以降は新たな繰延べができないため、経常損失が増加しました。なお、2012年度までに計上した保険業法第113条繰延資産は、開業10年目である2017年度まで保険業法第113条繰延資産償却費として、均等償却する予定です。保険業法第113条繰延資産の繰延額及び償却費を考慮する前の経常損益の推移は、以下のとおりです。

(参考) 保険業法第113条繰延資産 考慮前経常損益	△1,664	△1,198	△472	584
-------------------------------	--------	--------	------	-----

(3) 支店等及び代理店の状況

当社は、インターネットを主な販売チャネルとすることにより、主要な拠点を東京都千代田区の本社のみとし、支店等を設置していません。

なお、当社は、自社で策定している事業継続計画に基づき、自然災害等の不測の事態における業務継続体制を確保するため、本社以外に業務を継続できる拠点を設けております。災害、事故等によって、当社が使用不可となる場合でも、優先度の高い保険金等の支払い及びウェブサイトの管理を中心に、速やかに業務を継続できる体制を整えております。

また、当社の代理店の状況は、以下のとおりです。

(単位：店)

区 分	前 事 業 年 度 末	当 事 業 年 度 末	当 事 業 年 度 増 減
代 理 店	23	19	△4
海 外 代 理 店	－	－	－
計	23	19	△4

(4) 使用人の状況

(2016年3月31日現在)

区 分	前 年 事 業 末	当 年 事 業 末	当 事 業 年 度 増 減	当 事 業 年 度 末 現 在		
				平 均 年 齢	平 均 勤 続 数 年	平 均 給 与 額 月
内 務 職 員	100名	121名	21名	38.4歳	3.6年	517.1千円
営 業 職 員	－	－	－	－		

(注) 1. 内務職員121名のうち、男性は64名、女性は57名です。

2. 使用人の状況には、契約社員及び当社からの出向者を含み、派遣社員及び当社への出向者を含んでおりません。

3. 派遣社員の平均雇用人員は45名です。なお、派遣社員のうち19名が、当事業年度において、契約社員となりました。

4. 平均給与月額、税定例給与であり、賞与及び時間外手当を含んでおりません。なお、当事業年度において賞与を支給していません。

(5) 主要な借入先の状況

該当事項はありません。

(6) 資金調達の状況

当社は、2015年5月22日に、KDDI株式会社を割当先とする第三者割当による新株発行（以下「本第三者割当増資」）により、8,000,000株の新株式を発行し、3,040百万円の資金調達（1株当たり発行価額380円）を行いました。本第三者割当増資により、KDDI株式会社が当社株式の議決権の15.95%を所有する筆頭株主となるとともに、同社から社外取締役1名の派遣を受け入れたことにより、同社は、当社の保険業法上の保険主要株主となりました。

(7) 設備投資の状況

① 当事業年度における設備投資の総額

設備投資の主な内容は、KDDI株式会社との協業に伴うシステム開発費用です。

(単位：百万円)

設備投資の総額	148
---------	-----

② 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(8) 重要な親会社及び子会社等の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社等の状況

該当事項はありません。

③ 重要な業務提携の概況

当社は、KDDI株式会社と業務提携契約を締結しております。両社で業務推進委員会を設置し、お客さまにとって便利でお得な金融サービスを創造することを目指して、検討を重ねております。

また、当社は、スイスの再保険会社であるSwiss Reinsurance Company Ltdと業務提携契約を締結しております。本提携に伴い、当社とSwiss Reinsurance Company Ltdは共同で戦略提携委員会を設立し、インターネットによる生命保険事業における知見に加え、商品開発や引受査定などの分野におけるノウハウの共有や人材交流など、両社の業務拡大に資する提携策を協議しております。

(9) 事業の譲渡・譲受け等の状況

該当事項はありません。

(10) その他保険会社の現況に関する重要な事項

当社は、2016年4月に、KDDI株式会社を通じて、auのスマートフォンなどを利用しているお客さまに対して、「auの生命ほけん」として、定期死亡保険「au定期ほけん」、終身医療保険「au医療ほけん」、女性専用商品の終身医療保険「au医療ほけんレディース」の3つの商品の提供を開始しました。ウェブサイトに加え、一部のauショップ及び専用の電話相談窓口であるauフィナンシャルサポートセンターを通じて、「auの生命ほけん」をお客さまにお届けしております。

2. 会社役員に関する事項

(1) 会社役員の状況

(2016年3月31日現在)

ふり 氏 名	役 職 及 び 担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
で 出 ぐち はる あき 口 治 明	代表取締役会長兼CEO 執行役員	—
いわ 岩 せ だい すけ 瀬 大 輔	代表取締役社長兼COO 執行役員	教保ライフプラネット生命保険株式会社 取締役 株式会社ベネッセホールディングス 社外取締役
にし 西 だ まさ ゆき 田 政 之	取締役副社長 執行役員 営業本部長	—
なか 中 だ か ず こ 田 華 寿 子	常務取締役 執行役員 【担当】プロジェクト推進室 チーフ・コミュニケーション・オ フィサー	—
ひ 樋 ぐち しゅんいち ろう 口 俊 一 郎	常務取締役 執行役員 【担当】監査部	中央大学大学院公共政策研究科 客員教授
ふじ 藤 わら さく や 原 作 弥	取締役（社外役員）	東北電力株式会社 社外監査役 株式会社毎日新聞グループホールディングス 社外監査役
いし 石 くら よう こ （ 倉 た 洋 子 栗 田 洋 子 ）	取締役（社外役員）	株式会社資生堂 社外取締役 双日株式会社 社外取締役 日清食品ホールディングス株式会社 社外取締役
うち 内 だ か ず なり 田 和 成	取締役（社外役員）	早稲田大学大学院商学研究科 教授 キュービー株式会社 社外取締役 三井倉庫ホールディングス株式会社 社外取締役 ライオン株式会社 社外取締役 ERIホールディングス株式会社 社外取締役
かつ 勝 き とも ひこ 木 朋 彦	取締役（社外役員）	KDDI株式会社 バリュー事業本部金融・コマース 推進本部長 株式会社Gunosy 社外取締役
い 伊 さ せい じ ろう 佐 誠 次 郎	常勤監査役	あすかアセットマネジメント株式会社 社外監査役
ふし 伏 み やす はる 見 泰 治	監査役（社外役員）	ツネイシホールディングス株式会社 特別顧問
ます 増 だ けん いち 田 健 一	監査役（社外役員）	アンダーソン・毛利・友常法律事務所 パートナー 株式会社ブリヂストン 社外取締役 あすかコーポレイトアドバイザー株式会社 社外監査役
かわ 河 い だす 相 董	監査役（社外役員）	—

(注) 1. 2015年6月21日付けで、以下のとおり、執行役員の担当を変更しました。

氏 名	役職及び担当（変更前）	役職及び担当（変更後）
出 口 治 明	代表取締役会長兼CEO 執行役員 【担当】 監査部	代表取締役会長兼CEO 執行役員
岩 瀬 大 輔	代表取締役社長兼COO 執行役員 【担当】 お申し込みサポート部、企画部、商品開発部、マーケティング部（代理店グループ、広報グループ除く）	代表取締役社長兼COO 執行役員 【担当】 企画部
樋 口 俊 一 郎	常務取締役 執行役員 【担当】 リスク管理部、法務部、お客さま相談部	常務取締役 執行役員 【担当】 監査部

2. 2016年1月1日付けで組織を改定し、本部制を導入したことにより、以下のとおり、執行役員の担当を変更しました。

氏 名	役職及び担当（変更前）	役職及び担当（変更後）
岩 瀬 大 輔	代表取締役社長兼COO 執行役員 【担当】 企画部	代表取締役社長兼COO 執行役員
西 田 政 之	取締役副社長 執行役員 【担当】 お申し込みサポート部、商品開発部、マーケティング部（ウェブグループ、広告グループ担当）	取締役副社長 執行役員 営業本部長
中 田 華 寿 子	常務取締役 執行役員 【担当】 マーケティング部（代理店グループ、広報グループ担当）	常務取締役 執行役員 【担当】 プロジェクト推進室 チーフ・コミュニケーション・オフィサー

3. 監査役伏見泰治氏は、会社経営及び金融に関する豊富な経験と高い見識を有しております。監査役河相董氏は、会社経営及び財務に関する豊富な経験と高い見識を有しております。
4. 社外取締役である藤原作弥、石倉洋子及び内田和成の各氏並びに社外監査役である伏見泰治、増田健一及び河相董の各氏は、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届け出ております。
5. 取締役内田和成氏は、早稲田大学大学院商学研究科ビジネス専攻と同大学院ファイナンス研究科の統合により、2016年4月1日付けで、早稲田大学大学院経営管理研究科の教授に就任しました。
6. 監査役伏見泰治氏は、2015年12月31日付けで、ツネイシホールディングス株式会社の代表取締役会長兼社長を退任し、2016年1月1日付けで、同社の特別顧問に就任しました。

7. 監査役増田健一氏は、株式会社ブリヂストンが、指名委員会等設置会社へ移行したことにより、2016年3月24日付けで同社の社外監査役を退任し、同日付で同社の社外取締役役に就任しました。
8. 当社は、執行役員制度を導入しております。2016年3月31日現在の取締役を兼務していない執行役員は以下のとおりです。なお、2016年1月1日付けで執行役員に就任した吉見隆史氏は、逝去したことにより、2016年2月19日付けで退任しました。

氏 名	役 職 及 び 担 当
こ ば やす ひろ 木 庭 康 宏	執行役員 コーポレート本部長、法務部長 チーフ・コンプライアンス・オフィサー
なり あい しゅう じ 成 相 衆 治	執行役員 システム戦略本部長
もり りょう すけ 森 亮 介	執行役員 経営戦略本部長
やま さき たか ひろ 山 崎 隆 博	執行役員 お客さまサービス本部長、保険金部長

9. 当事業年度後の2016年4月21日付けで、以下のとおり、執行役員の担当を変更しました。

氏 名	役 職 及 び 担 当
中 田 華 寿 子	常務取締役 執行役員 チーフ・コミュニケーション・オフィサー
成 相 衆 治	執行役員 システム戦略本部長 【担当】プロジェクト推進室

(2) 会社役員に対する報酬等

区 分	支 給 人 数	報 酬 等	そ の 他
取 締 役 (うち社外取締役)	8名 (3名)	11,680万円 (1,200万円)	取締役の報酬限度額は、2015年6月21日開催の第9回定時株主総会において年額16,000万円以内（うち、社外取締役分3,000万円）と決議されております。
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	3,175万円 (1,200万円)	監査役の報酬限度額は、2012年6月24日開催の第6回定時株主総会において年額4,000万円以内と決議されております。
合 計	12名	14,855万円	

(注) 取締役の支給人数に、無報酬の社外取締役1名を含んでおりません。

(3) 責任限定契約

当社は以下のとおり、業務執行取締役等であるものを除く取締役及び監査役と責任限定契約を締結しております。

氏 名	責 任 限 定 契 約 の 内 容 の 概 要
藤 原 作 弥	在任中、その任務を怠ったことにより会社に損害を加えた場合において、非業務執行取締役等が職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を上限として、損害賠償責任を負うものとし、当該限度額を超える額については、会社は非業務執行取締役等の損害賠償責任を免除する。
石 倉 洋 子	
内 田 和 成	
勝 木 朋 彦	
伊 佐 誠 次 郎	
伏 見 泰 治	
増 田 健 一	
河 相 董	

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

(2016年3月31日現在)

氏 名	重 要 な 兼 職 そ の 他 の 状 況
藤 原 作 弥	東北電力株式会社社外監査役及び株式会社毎日新聞グループホールディングス社外監査役を兼職しております。当社と兼職先との間に記載すべき取引関係はありません。
石 倉 洋 子	株式会社資生堂社外取締役、双日株式会社社外取締役及び日清食品ホールディングス株式会社社外取締役を兼職しております。当社と兼職先との間に記載すべき取引関係はありません。
内 田 和 成	早稲田大学大学院商学研究科教授、キューピー株式会社社外取締役、三井倉庫ホールディングス株式会社社外取締役、ライオン株式会社社外取締役及びERIホールディングス株式会社社外取締役を兼職しております。当社は、当事業年度において早稲田大学との間に、講演料の取引があります。その他の兼職先との間に記載すべき取引関係はありません。
勝 木 朋 彦	KDDI株式会社バリュー事業本部金融・コマース推進本部長及び株式会社Gunosy社外取締役を兼職しております。KDDI株式会社は、当社の主要株主である筆頭株主及び当社のその他の関係会社です。また、当社は、当事業年度において同社との間に、通信料金等の取引があります。その他の兼職先との間に記載すべき取引関係はありません。
伏 見 泰 治	ツネイシホールディングス株式会社特別顧問を兼職しております。当社と兼職先との間に記載すべき取引関係はありません。
増 田 健 一	アンダーソン・毛利・友常法律事務所パートナー、株式会社ブリヂストン社外取締役及びあすかコーポレートアドバイザー株式会社社外監査役を兼職しております。当社と兼職先との間に記載すべき取引関係はありません。
河 相 董	－

- (注) 1. 取締役内田和成氏は、早稲田大学大学院商学研究科ビジネス専攻と同大学院ファイナンス研究科の統合により、2016年4月1日付けで、早稲田大学大学院経営管理研究科の教授に就任しました。
2. 監査役伏見泰治氏は、2015年12月31日付けで、ツネイシホールディングス株式会社の代表取締役会長兼社長を退任し、2016年1月1日付けで、同社の特別顧問に就任しました。
3. 監査役増田健一氏は、株式会社ブリヂストンが、指名委員会等設置会社へ移行したことにより、2016年3月24日付けで同社の社外監査役を退任し、同日付で同社の社外取締役に就任しました。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏 名	在 任 期 間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言 その他の活動状況
藤 原 作 弥	3 年 10 ヶ月	取締役会15回中15回出席	金融に関する豊富な経験と幅広い知識に基づき、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
石 倉 洋 子	3 年 10 ヶ月	取締役会15回中15回出席	国際企業戦略及び企業経営に関する豊富な経験と幅広い知識に基づき、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
内 田 和 成	3 年 10 ヶ月	取締役会15回中15回出席	コンサルティングファームにおける企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
勝 木 朋 彦	10 ヶ月	取締役会10回中10回出席	KDDI株式会社における新規ビジネス及び金融ビジネスの責任者としての豊富な経験と幅広い知見に基づき、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
伏 見 泰 治	9 年 6 ヶ月	取締役会15回中15回出席 監査役会15回中15回出席	会社経営及び金融に関する豊富な経験と幅広い知識に基づき、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
増 田 健 一	8 年 11 ヶ月	取締役会15回中15回出席 監査役会15回中15回出席	弁護士として、企業法務に関する専門的見地に基づき、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
河 相 董	8 年 11 ヶ月	取締役会15回中15回出席 監査役会15回中15回出席	会社経営及び財務に関する豊富な経験と幅広い知識に基づき、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。

(注) 1. 以上の取締役会の開催回数のほか、法令及び当社定款第24条の規定に基づき、取締役会の決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

2. 取締役勝木朋彦氏は、2015年6月21日開催の第9回定時株主総会において選任されたため、出席対象の取締役会の開催回数が他の社外役員と異なります。

(3) 社外役員に対する報酬等

区 分	支 給 人 数	保険会社からの報酬等	保険会社の親会社等からの報酬等
報 酬 等 合 計	6名	2,400万円	—

(注) 支給人数に、無報酬の社外取締役1名を含んでおりません。

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4. 株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数 100,000,000株

発行済株式総数 50,175,000株

(注) 2015年5月22日に、KDDI株式会社を割当先とする第三者割当による新株発行を行ったことにより、発行済株式総数が8,000,000株増加しました。

(2) 当事業年度末株主数 8,536名

(3) 大株主（上位10名）

(2016年3月31日現在)

株 主 名	持株数(株)	持株比率(%)
KDDI株式会社	8,000,000	15.94
JP MORGAN CHASE BANK 380634	5,683,900	11.32
あすかDBJ投資事業有限責任組合	5,683,800	11.32
三井物産株式会社	4,800,000	9.56
株式会社セブン・フィナンシャルサービス	3,250,000	6.47
立花証券株式会社	1,900,200	3.78
株式会社新生銀行	1,625,000	3.23
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY	1,441,000	2.87
株式会社リクルートホールディングス	1,250,000	2.49
株式会社朝日ネット	1,102,900	2.19

(注) 当社が業務提携契約を締結しているSwiss Reinsurance Company Ltdから、2013年5月2日付けの大量保有報告書の写しの送付があり、2013年4月25日時点で、5,683,900株を取得した旨の報告を受けておりますが、株主名簿の記載に基づき、「(3)大株主（上位10名）」には名称を記載しておりません。

5. 新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日において当社役員が有する新株予約権に関する事項

区 分	新 株 予 約 権 等 の 内 容 の 概 要	新株予約権等を有する者の数
取締役 (社外役員を除く)	<u>第1回新株予約権</u> 発行日：2007年5月7日 新株予約権の数：970個 新株予約権の目的となる株式の種類及び数： 当社普通株式 970,000株（新株予約権1個につき1,000株） 発行価額：有償 権利行使時の1株当たり払込金額：220円 権利行使期間：2010年5月22日～2017年5月22日	2名
	<u>第2回新株予約権</u> 発行日：2007年12月27日 新株予約権の数：480個 新株予約権の目的となる株式の種類及び数： 当社普通株式 480,000株（新株予約権1個につき1,000株） 発行価額：無償 権利行使時の1株当たり払込金額：400円 権利行使期間：2009年12月27日～2017年12月21日	2名
	<u>第3回新株予約権</u> 発行日：2010年1月25日 新株予約権の数：60個 新株予約権の目的となる株式の種類及び数： 当社普通株式 60,000株（新株予約権1個につき1,000株） 発行価額：無償 権利行使時の1株当たり払込金額：600円 権利行使期間：2012年1月25日～2019年12月24日	1名
	<u>第4回新株予約権</u> 発行日：2012年1月27日 新株予約権の数：30,000個 新株予約権の目的となる株式の種類及び数： 当社普通株式 30,000株（新株予約権1個につき1株） 発行価額：無償 権利行使時の1株当たり払込金額：1,000円 権利行使期間：2014年1月27日～2022年1月25日	1名

- (注) 1. 2012年1月24日付けで株式1株につき1,000株の分割を行ったため、第1回から第3回の新株予約権の目的となる株式数は、新株予約権1個につき1,000株です。
2. 社外取締役及び監査役は、新株予約権を有していません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権に関する事項 該当事項はありません。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

氏 名 又 は 名 称	当事業年度に係る報酬等	そ の 他
有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 平栗 郁朗 森本 洋平	25百万円	監査役会は、社内関係部門及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて、会計監査人の監査計画の内容、前事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条1項の同意を行っております。

(注) 会計監査人との監査契約において、会社法上の監査及び金融商品取引法上の監査の報酬等の額を明確に区分していないため、当該事業年度に係る報酬等には、これらの合計額を記載しております。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

当社は、以下のとおり、会計監査人の解任又は不再任の方針を定めております。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められた場合、会計監査人が会社法、公認会計士法等の法令に違反する懲戒処分や監督官庁からの処分を受けた場合、その他監査品質、品質管理が適格性、独立性を欠く等、適正・適切な監査を遂行することが困難と認められる場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定します。

取締役会は、監査役会の決定に基づき、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提出します。

7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

8. 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

9. 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

10. 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

11. その他

当社は、法令に別段の定めのある場合を除き、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項の決定機関を取締役会とすることを定款に規定しております。当社は、生命保険会社としての経営基盤を確立させる事業フェーズにあることから、設立以来、剰余金の配当を実施しておりません。また、当社は、現在、保険業法第113条に規定する繰延資産を貸借対照表に計上しているため、保険業法第17条の6の規定により、剰余金の配当を行うことができません。なお、保険業法第113条に規定する繰延資産は、生命保険業免許取得後10年間（2017年度まで）で均等償却する予定です。

将来的には、剰余金の配当を含めた株主還元策の実施を検討することとしておりますが、現時点では剰余金の配当に関する具体的な方針、実施時期等は未定です。内部留保につきましては、認知度向上、新しい商品・サービスの開発等の成長施策、情報システム投資等に有効活用し、事業の拡大と利益の創出を目指します。

貸 借 対 照 表

(2016年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 及 び 預 貯 金	734	保 険 契 約 準 備 金	13,908
預 貯 金	734	支 払 備 金	357
買 入 金 銭 債 権	1,999	責 任 準 備 金	13,551
金 銭 の 信 託	1,035	代 理 店 借 借	8
有 価 証 券	23,067	再 保 険 借 借	56
国 債	10,102	そ の 他 負 債	505
地 方 債	1,521	未 払 法 人 税 等	73
社 債	10,428	未 払 金	46
株 式	211	未 払 費 用	324
外 国 証 券	804	預 り 金	11
有 形 固 定 資 産	72	リ ー ス 債 務	18
建 物	11	資 産 除 去 債 務	30
リ ー ス 資 産	2	仮 受 金	1
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	59	特 別 法 上 の 準 備 金	12
無 形 固 定 資 産	437	価 格 変 動 準 備 金	12
ソ フ ト ウ エ ア	317	繰 延 税 金 負 債	401
ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定	103	負 債 の 部 合 計	14,893
リ ー ス 資 産	15	(純 資 産 の 部)	
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	1	資 本 金	12,020
代 理 店 貸 貸	0	資 本 剰 余 金	12,020
再 保 険 貸 貸	27	資 本 準 備 金	12,020
そ の 他 資 産	2,941	利 益 剰 余 金	△9,227
未 収 金	680	そ の 他 利 益 剰 余 金	△9,227
前 払 費 用	28	繰 越 利 益 剰 余 金	△9,227
未 収 収 益	39	株 主 資 本 合 計	14,813
預 託 金	73	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	591
仮 払 金	0	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	591
保険業法第113条繰延資産	2,120	新 株 予 約 権	19
資 産 の 部 合 計	30,317	純 資 産 の 部 合 計	15,423
		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	30,317

損 益 計 算 書
(2015年 4 月 1 日から
2016年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目										金 額
経	常	収	益							9,387
保	険	料	等	収	入					9,117
保			険	収	料					9,007
再	保		険	収	入					110
資	産	運	用	収	入					259
利	息	及	び	配	当	金	等	収	入	190
預	有	貯	券	金	息	・	利	配	当	0
そ	価	証	他	利	息	配	配	当	金	189
金	の	の	信	託	運	用			金	1
有	価	証	券	経	常	却			益	33
そ	の	他	の	経	常	収			益	35
									益	10
									益	10
経	常	費	用							9,863
保	険	金	等	支	払	金				1,287
保			険			金				635
給			付			金				443
そ	の	他	返		戻	金				0
再			戻			料				209
責	任	準	保	金	等	繰	入		額	3,824
支	払	準	備	金	繰	繰	入		額	79
責	任	準	備	金	繰	繰	入		額	3,744
資	産	運	備	金	用	費			用	0
支	の	払	他	運	利	費			用	0
そ				業	用				費	0
事	の	他	業	経	常	費			用	3,239
そ									金	1,510
税									費	218
減									費	220
保	険	業	法	第 1 1 3 条	繰	延	資	産	償	1,060
そ	の	他	の	経	費	常			却	11
経	常	損	失 (△)							△475
特	別	上	の	準	備	金	繰	入	失	3
特	格	変	動	準	備	金	繰	入	額	3
税	引	前	当	期	純	損	失 (△)			3
法	人	税	及	び	住	民	税			△478
法	人	税	等	調	整					74
法	人	税	等	合	計					△124
当	期	純	損	失 (△)						△49
										△429

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月12日

ライフネット生命保険株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 平 栗 郁 朗 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 森 本 洋 平 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ライフネット生命保険株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2015年4月1日から2016年3月31日までの第10期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「有限責任 あずさ監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2016年5月12日

ライフネット生命保険株式会社 監査役会

常勤監査役 伊 佐 誠次郎 ⑩

社外監査役 伏 見 泰 治 ⑩

社外監査役 増 田 健 一 ⑩

社外監査役 河 相 董 ⑩

以 上

株主・投資家情報ウェブサイトのご案内

株主および投資家の皆さまに、当社をより深くご理解いただけるよう、株主・投資家情報ウェブサイトにて事業内容や決算説明会の動画を含む最新のIR資料等を掲載しておりますので、ぜひご覧ください。（2016年5月16日現在）

ライフネット生命 IR <http://ir.lifenet-seimei.co.jp/ja/>



IRメール配信のご登録

ニュースリリースや決算情報の開示など、IRに関連する情報をご登録のメールアドレスにお知らせします。
QRコード読み取り機能のあるモバイル機器をお持ちの方はこちらからアクセスできます。



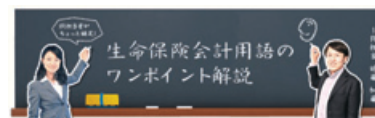
IRよくあるご質問

株主の皆さまより日々お寄せいただく質問に対して会長兼CEOの出口、社長兼COOの岩瀬が答えています。



用語解説

生命保険会計に関する用語をIR担当者が解説しています。



以下の情報をご覧ください。

1

ライフネット生命について

- 会社概要
- マニフェスト
- 経営陣
- ガバナンス
- 沿革

2

強み・戦略

- ネット生保の可能性
- 当社の強み
- 中期計画
- 対処すべき課題

3

業績・財務

- 財務ハイライト
- 保有契約件数
- 月次業績速報

4

IRライブラリー

- 決算発表資料
- エンベディッド・バリュー
- 有価証券報告書
- ディスクロージャー誌
- IR資料

5

株式情報

- 株式の概要
- 株価
- 株主総会
- 配当
- 定款・株式取扱規則



ライフネットカレンダー

(2015年4月～2016年4月)

4月

- KDDI株式会社と資本業務提携契約を締結



6月

- 台本無しでご契約者が本音を語るテレビCM「ご契約者に聞きました」編をスタート



保有契約件数
22万件
突破

2015年

4月

5月

6月

7月

8月

9月

10月

4月



- 申し込み書類のウェブ受付を開始。スマホなどで撮影した必要書類の画像をアップロードすることで申し込みが可能に

10月

- コンタクトセンターとウェブサイトが「HDI問合せ窓口格付け」で最高評価3つ星を4年連続で獲得



問合せ窓口（コンタクトセンター）



サポートポータル（ウェブサイト）

11月

- 死亡保険金受取人の指定範囲を同性のパートナーへ拡大



4月

- KDDI株式会社を通じて「auの生命ほけん」の販売をスタート



auの生命ほけん

保有契約者数
14万人
突破

2016年

11月

12月

1月

2月

3月

4月

11月

- 年収150万円超のフリーター・アルバイト・パートのお客さまも就業不能保険へ申し込み可能に

12月



- 2015年オリコン日本顧客満足度ランキング「生命保険部門」で2年連続総合第1位を獲得

3月



- 業界で初めてオンラインで完結する医療保険の給付金請求手続きをスタート

会場ご案内図

会場

日経ホール

東京都千代田区大手町一丁目3番7号
日経ビル3階



交通案内

地下鉄「大手町駅」C2b出口直結

東京メトロ

C 千代田線 「大手町駅」

神田橋方面改札より徒歩約2分

M 丸ノ内線 「大手町駅」

サンケイ前交差点方面改札より徒歩約5分

Z 半蔵門線 「大手町駅」

大手町方面改札より徒歩約5分

T 東西線 「大手町駅」

中央改札より徒歩約9分

「竹橋駅」

4番出口より徒歩約2分

都営地下鉄

I 三田線 「大手町駅」

大手町方面改札より徒歩約6分

ライフネット生命保険株式会社

(証券コード：7157)



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。